

西原浄水場小水力発電整備事業者募集要領

本資料は、類似の事例を参考に作成した素案であり、事業参入のために必要な公募条件や課題を広くご提案いただくために提示するものです。発注を前提とした資料ではないことにご留意願います。

令和 年 月

沖縄県企業局

西原浄水場小水力発電整備事業者(公募型プロポーザル)募集要領

1 趣旨

沖縄県企業局(以下「企業局」という。)では、既存の水道施設を活用して小水力発電や太陽光発電などの再生可能エネルギー導入に取り組んでいる。

今回、企業局が管理する西原浄水場において、竣工から20年が経過した小水力発電設備のリプレースに伴い、再生可能エネルギーの固定価格買取制度導入による売電を目的とした発電事業者を募集するもの。

2 事業概要

本要領に従って選定された発電事業者(以下「事業者」という。)は、企業局と協定を締結し、西原浄水場(中頭郡西原町字小那覇1509-3)内の既設小水力発電設備の整備を行う。

事業者は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」に基づき、発電した電気を送配電事業者に売却し、調達期間中の運営を行うものとする。

3 事業期間

当該発電設備による電気の供給を開始する日から20年を経過する日までとする。ただし、協定締結日から電気供給開始日までの期間及び期間満了後に当該設備を撤去する場合の原状復帰期間を含むものとする。

4 企画提案に際しての条件

事業者は、本事業の設置運営主体として、発電設備の設置及び運営を行うものとする。企業局は、西原浄水場における西原原水調整池の流入水のエネルギーを提供する。事業者は、調達期間中その対価として企業局に売電利益の一部(以下「納付金」という。)を納付する。

なお、納付金は、発電電力量1kWhあたり〇円以上(消費税及び地方消費税を除く10銭単位)とし、事業者の提案による。

5 既設小水力発電設備概要

(1) 設置場所

沖縄県中頭郡西原町字小那覇1509-3番地(西原原水調整池内)

(2) 建設年度

平成16年度(2004年)

(3) 水車形式

形 式：横軸単車単流渦巻フランシス水車

有効落差：30.4m

出 力：328kW

(4) 発電機形式

形 式：横軸かご型三相誘導発電機

電 圧：3300V

容 量：341kW

6 本事業実施に際しての条件等

- (1) 発電設備の運転が、水道施設の入水流量制御に影響を与えないこと。
- (2) 電源の停止時及び発電設備異常時には、水撃作用（ウォーターハンマ）を防止するなど急激に流量変化をさせないこと。
- (3) 本事業は、沖縄県水道用水供給事業の水道水を利用した発電事業であるため、水道水の水質保全及び供給に支障をきたしてはならない。このため、水車・発電機など主要部材は、原則国内生産品とすること。
- (4) 事業の提案に際し、水道法や電気事業法等関係法令を遵守すること。
- (5) 土地・設備等については企業局から行政財産の使用許可を受け、使用料を払うこと。

7 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。また、複数の企業からなる自主結成の企業グループも下記要件を満たす場合は参加できるものとする。

- (1) 本事業について十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。
- (2) 日本国内に営業所を有すること。
- (3) 本事業の設計施工にあたり、電気工事者として建設業許可を有すること。
- (4) 日本国内において、過去15年以内に水道施設に係る小水力発電設備設置・運営の実績があること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 取締役等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ③ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を

加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者。

- ④ 取締役等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者。
 - ⑤ 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
 - ⑥ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者。
- (8) グループによる応募では次の要件も満たすものとする。
- ① グループを構成する法人の中から、予め代表企業を定め、応募及び事業に必要な諸手続き等を担当すること。
 - ② グループの構成員の役割分担を明確にすること。
 - ③ 参加申込以降は、グループ構成員の変更及び追加は認めない。

8 参加手続き等

(1) 参加申込み

プロポーザルへの参加を希望する場合は、「プロポーザル参加申込書」(様式第1)を令和6年 月 日()午後 時までに郵送、電子メール又はFAXで、下記「13 事務局」へ提出すること。(電子メール又はFAXによる提出の場合は、必ず電話で到着を確認すること)。

なお、参加申込書提出後にやむを得ず参加を辞退する場合は、令和6年 月 日()午後 時までに「辞退届」(様式任意)を提出すること。

(2) 現地説明会

プロポーザル実施にあたり、現地説明会を開催する。現地説明会への参加を希望する場合は、「現地説明会参加申込書」(様式第2)を令和6年 月 日()午後 時までに郵送、電子メール又はFAXで、下記「13 事務局」へ提出すること(電子メール又はFAXによる提出の場合は、必ず電話で到着を確認すること)。

- ① 開催日時 令和6年 月 日()午後 時から
- ② 集合場所
- ③ その他

(3) 質疑応答

プロポーザルに関する質問は、「プロポーザル質問書」(様式第3)により令和6年 月 日()まで受け付けるものとし、受け付けた質問に対する回答は、令和6年 月 日()午後 時までにすべての参加者に通知する。

なお、質問はFAX又は電子メールによるものとし、電話及び口頭による質問は受け付けない。

9 企画提案書等の提出

プロポーザル参加申込書を提出した者(以下「参加者」という。)は、次のとおり企画

提案書等を提出すること。

なお、提出する案は、参加者1社につき1案とする。

- (1) 提出締切 令和6年 月 日()【必着】
- (2) 提出方法 下記「13 事務局」へ持参又は郵送
- (3) 提出書類

次の①～④の書類(A4版(A3版の折込可))をセットして8部(本通1部、写し7部)を提出すること。

- ① 企画提案書
 - ア 提案の概要
 - イ 事業の実施計画、収支計画等(具体的に示すこと。)
- ② 見積書
 - ア 納付金の単価を「〇〇円〇銭/kWh(税抜)」と表記すること。
- ③ 業務実施体制
 - ア 会社の業務概要
 - イ 事業を実施するための社内の実施体制及び配置担当者・職務経歴など
- ④ 過去に受注した類似の事業実績

10 事業者の選定方法

- (1) 審査方法

公募型プロポーザル方式により事業者を決定する。

プロポーザルの申込みがあった事業者から提出された書類の審査及びプレゼンテーションを実施のうえ、最も優れた提案をした事業者を候補者として選定する。

- (2) 審査基準

企画提案書を審査する基準は、以下の審査項目について評価を行い、合計点(100点満点)が最も高い事業者を最優秀企画提案として選定する。

審査項目	審査対象	配点
① 業務実績及び実施体制	企業の実績	
	経営の安定性	
	実施体制	
② 企画提案内容	事業実施計画の確実性	
	事業収支計画の確実性	
	事業実施計画の安全性と緊急時の対応	
	維持管理内容の妥当性	
③ 企業局への納付金	納付金の価格	

(3) プレゼンテーションの実施

審査にあたっては、参加申込書を提出した順番で、参加者によるプレゼンテーションを実施する。

なお、プレゼンテーションの日時・会場等の詳細については、後日改めて通知する。

(4) 審査結果

審査の結果は、書面で採否のみ通知する。また、審査結果に対する異議申し立てはできないものとする。

(5) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、候補者が協定締結するまでの間に次のいずれかに該当していることが判明した場合は、候補者の決定を取り消し、その者とは協定を締結しない。

- ① 参加資格を有しない者が提案を行うこと。
- ② 同一参加者が複数の提案を行うこと。
- ③ 審査会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ④ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ⑤ 候補者の選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ⑥ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- ⑦ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと。
- ⑧ 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ウ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ⑨ プレゼンテーション審査を欠席すること。
- ⑩ 見積書の納付金単価が、2円/kWhを下回っているもの。

11 協定の締結

- (1) 上記10により候補者として選定された者と協定締結の協議を行い、協定を締結する。
この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容変更の協議を含む。
- (2) 当初の候補者と協議が不調のときは、上記10により順位付けられた上位の者から協定締結の協議を行う。

12 その他

- (1) 提出された書類は、採否の結果に関わらず返却しない。
- (2) 企画提案書の作成等プロポーザルに要する費用は、すべて参加者の負担とする。

13 今後のスケジュール

(1) 現地説明会申込み期限	令和6年	月	日()	午後	時
(2) 現地説明会の開催	令和6年	月	日()	午後	時
(3) プロポーザル参加申込み期限	令和6年	月	日()	午後	時
(4) 質問書受付期限	令和6年	月	日()	午後	時
(5) 質問に対する回答	令和6年	月	日()	午後	時
(6) 企画提案書等又は参加辞退届提出期限	令和6年	月	日()	午後	時
(7) 書面審査・プレゼンテーション、候補者選定	令和6年	月	日()	午後	時
(8) 協定締結	令和6年	月	日()	午後	時

14 事務局

本プロポーザルに係る事務局は、以下のとおりとする。

沖縄県企業局経営計画課計画班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

TEL (098)894-2133 / FAX (098)866-7333

E-mail :

プロポーザル手続に関すること

担当 :

事業の内容・仕様に関すること

担当 :